



長雨の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

上半期源泉税の納付、社会保険算定基礎届、労働保険申告(7月10日)が迫りましたのでご準備願います。

重要情報

1. インボイス非登録事業者への値下げ要求に注意

公取委はR5.5.17付で「インボイス制度の実施に関連した注意事例」を公表し、イラストレーターや通訳者など零細個人事業主へのインボイス非登録を理由とした一方的値下げが、独禁・下請法上の問題になるとして注意喚起しています。

2. 土地建物の一括譲渡の対価区分に不合理判定

東京地裁はR5.5.25、土地建物の売買契約書に記載される対価の内訳が不合理だとして、当事者間で合意した価格であったとしても認められないとした国の処分を適法と判断しました。意図的に建物価格を高めて償却費を多くとることは危険です。

3. 外国人オーナーのリゾート地民泊貸別荘に注意

国内リゾート不動産を外国人が購入する例が増えており、民泊や貸別荘などに供されることもあります。非居住者に国内不動産の使用料を自分の居住目的以外で支払う場合、事業者でなくても源泉徴収義務を負う可能性があります。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バナ)



2022年五島~GoToGOTOU~DAY②上五島町中通島-3

中通島では民宿潮騒という船宿に泊まりました。豪華夕食、奥様の手作りとのことで、どれも丁寧にお料理されていて食べきれないほどのボリューム。特に刺し身が絶品。同じ刺し身でこども違うかと感動しました。お鍋はご主人が獲った猪。最近五島の獣害は深刻で、猟期でなくとも年中駆除します。猪が爆発的に増えたのは近年だそうで、ヤツらは普通に海を数キロも泳ぐので、五島全域に急速に広がっているそう。ヒグマやツキノワグマほどではないものの人間に危害を加えるには十分な攻撃力があり、雑食でしぶとく賢く、臆病で強かに広域に分布します。日本に現存する獣としては最も強敵かもしれませんね。実は五島は古くより捕鯨で生計を立てていました。有川港近く海童神社の鳥居にはナガスクジラのあばら骨が立てられています。アメリカによる鯨油目的の乱獲で回遊ルートが変わってしまい、その後の種の激減や世界的な風潮で産業は消滅。日本は骨も皮も余さず大切に利用する文化があったのですが、観光資源として扱うわけにもいかず… 個人的にかなり悔しさを感じたポイントです。どう漁をして、生活に利用され、どんな民芸品が作られていたんでしょうね。

☆事務所からの連絡☆

★【期限迫る】源泉事務のご依頼について

上半期の集計を行いますので、1~6月中支払分の給料・土業報酬等は**6月中**に事務所へご報告ください。

7月のイベント

- ・源泉所得税(納特)上半期
- ・社保算定基礎届/劳保年度更新申告
- ・個人所得税第1期予定納付
- ・固定資産税等第2期納付

税金マメ知識

◎少額資産レンタルキャッシュバック節税

R4年度改正により少額即時償却などの特例対象資産からレンタル目的のものが除外されました。大量購入直後に償却費を先取りし、後々レンタル収入としてバックしてもらうことで、初年度の所得を意図的に減少させる利益操作を封じる措置です。近年はドローン、建設定場やLED照明などを活用するスキームが横行していました。この改正以前にも同様の手口でキャッシュレス決済端末を大量購入し、3年均等の一括償却により経費を先取りして後々レンタル収入としてバックしてもらう個人取引が税務調査で否認される裁決事例(大裁(所)令3-45)が出ています。この改正により、R4.1月以後取得する①10万円未満の少額資産、②20万円未満の一括資産、③中小企業の30万円未満の少額資産について認められる償却特例の対象資産から、本業以外の貸付用資産が除外されました。①と②の選択をした資産についてはこれまで償却資産税の申告外とされていましたが、今後は①と②の対象から外れたレンタル目的資産については、取得単価が20万円未満であっても、償却資産税申告の対象になりますのでご注意ください。

晩酌のじかん

R5.5.8のGW明けにコロナが5類(インフル並)に引き下げられて早1月あまり、夜の街の活気はぐずついた天候にもかかわらず衰えません。私も5月から頻りに外食をするようになり、いささか疲労も蓄積してまいりました。リハビリやウォーミングアップを入念にせずにスタートダッシュしすぎたかも、と思っている方は意外と多いのでは…?でも、自由な外食って良いですね。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red